

我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る  
食品健康影響評価のために必要な情報に関する質問書  
バヌアツ回答（仮訳）

2007年7月  
食品安全委員会

# I 生体牛のリスク評価に必要な情報

## 1 侵入リスク

### 1.1 生体牛の輸入

#### 1.1.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

牛海綿状脳症（BSE）関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること  
(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1998年6月13日	動物輸入検疫法
1994年	動物輸入検疫法を受けて、動物輸入検疫法の規則第14号において、牛生体の輸入を規制する。 牛生体の輸入は、OIE リスト A および B の疾病が発生していない国からの輸入に制限する（BSE は牛のリスト B の疾病である）。

#### (2) 第三国経由での輸入に対する規制

同一の法律が第三国にも適用される。

#### (3) 罰則規定

1,000,000 バツ以下の罰金または 3 年以下の懲役

#### 1.1.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

バヌアツ農林水産検疫省動物検疫局  
1983 年以降、牛は輸入されていない。

1.1.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報（年次別、国別頭数）  
（参考：H.S.Code；01.02）

（頭）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
オーストラリア	0	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
	0	0	0	0	0	0	0	0

出典統計： \_\_\_\_\_

1.1.4 BSE リスク国\*からの輸入牛に関する情報

(1)国内牛のBSE因子への暴露要因となった可能性のある輸入牛（レンダリングを経て飼料原料となった可能性のある牛等）の頭数

\* BSE リスク国：欧州食品安全機関（EFSA）の地理的BSEリスク（GBR）でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が確認されている国（別添参照）

（頭）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国名	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

出典統計： 輸入許可書のファイル \_\_\_\_\_

(2)暴露要因とならなかったと考えられる牛群それぞれについて、暴露要因とならなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

バヌアツの牛の健康状態は良好であり、生体牛の輸入は一般に避ける方針である。

1.1.5 輸入牛でBSE感染牛が確認されたことがあるか

ある場合、当該牛の処分方法と、コホートの扱いについて明記。

BSE 陽性牛は輸入されていない。

## 1.2 肉骨粉 (MBM\*) の輸入

\* MBM : EFSA の GBR 評価の MBM と同様に H. S. Code (2301.10) に含まれる全てのもの。

### 1.2.1 輸入規制の概要及び規則 (法令)

BSE 関連規則について、以下を記載。規則 (法令) の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容 (規制の変更があった場合はその都度記載する)

時期	規制の内容
2001 年 6 月 20 日	食糧管理法 (1993 年第 21 号) 政令第 53 号 (2001 年) 欧州からの牛肉および牛肉製品の輸入禁止
2002 年 11 月 20 日	動物輸入検疫法 動物輸入 (管理) 規制 (改正) (2002 年第 47 号) BSE 非発生国で出生してから継続して飼育されていない家畜の反芻動物に由来する食肉および食肉製品の輸入禁止

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

上記の規制が適用される。

(3) 罰則規定

1,000,000 バツ以下の罰金または 3 年以下の懲役

1.2.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)

バヌアツ農林水産検疫省動物検疫局  
規制違反はなかった。

1.2.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報（年次別、国別トン数）  
（参考：H.S. Code；2301.10（肉骨粉、肉粉、獣脂かす））

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
無し	0	0	0	0	0	0	0	0

出典統計： バヌアツのMBM輸入記録はない（輸入許可書は公布されなかった）

1.2.4 BSEリスク国\*から輸入されたMBMに関する情報

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できないMBMの量

\* BSEリスク国：EFSAのGBRでレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が確認されている国（別添参照）

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
無し	0	0	0	0	0	0	0	0

出典統計： 輸入許可書のコピー

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられるMBMについて、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

バヌアツでは国内の養豚および養鶏業にとって十分な量の肉粉を生産可能であるため、いかなる目的でも肉骨粉を輸入していない。これまでにバヌアツにおいて反芻動物への肉粉の給与は行われていない。

### 1.3 動物性油脂の輸入

#### 1.3.1 輸入規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2001年6月20日	欧州からの牛肉および牛肉製品の輸入禁止
2002年11月20日	BSE 非発生国で出生してから継続して飼育されていない国内の反すう動物に由来する食肉および食肉製品の輸入禁止

(2) 第三国経由での輸入に対する規制

上記の規制が適用される。

(3) 罰則規定

1,000,000 バツ以下の罰金または3年以下の懲役

#### 1.3.2 輸入規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

バヌアツ農林水産検疫省動物検疫局  
規制違反はなかった。

**1.3.3 1986年以降にあらゆる国々から輸入した動物性油脂に関する情報（年次別、国別トン数）**  
 （参考：H.S.Code；1502.00（反すう動物由来油脂等）、1503.00（タロー油脂等）、  
 1516.10（動物性油脂及びその分別物））

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
無し	0	0	0	0	0	0	0	0

出典統計： 輸入許可書

**1.3.4 BSE リスク国\*から輸入された動物性油脂に関する情報**

(1)牛の飼料として使用された可能性を確実に排除できない動物性油脂の量

\* BSE リスク国：EFSA の GBR でレベルⅢまたはⅣと評価された国と、少なくとも一頭以上の BSE 感染牛が確認されている国（別添参照）

（トン）

国名	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999
無し	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

国名	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007
無し	0	0	0	0	0	0	0	0

出典統計： 輸入許可書

(2)牛の飼料として使用されなかったと考えられる動物性油脂について、使用されなかった理由を、できれば証拠書類を添えて提示すること

バヌアツへ輸入されている動物性油脂はヒト消費用のバターのみである。  
 このバターはオーストラリアまたはニュージーランドのみで製造されている。  
 年間輸入量は平均 7～8 トンである。

## 2 暴露・増幅リスク

### 2.1 飼料規制

#### 2.1.1 飼料給与規制（原料の規制、表示等）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2002年11月20日	動物疾病（管理）法（2002年第46号） 反すう動物に由来する動物性たん白質を含む飼料を、牛、羊、山羊などの反すう動物への給餌に使用してはならない。

#### (2) 罰則規定

1,000,000 バツ以下の罰金または3年以下の懲役
-----------------------------

### 2.2 遵守状況と交差汚染の可能性

#### 2.2.1 飼養形態

##### 2.2.1.1 乳牛及び肉牛における、代表的な飼料給与方法\*について

（複数ある場合は、それぞれ表を分けて記載）

※飼養形態をステージ、又は飼養週齢（月齢）毎に、分かる範囲で記載すること。

また、可能ならば、1986年から現在までの給与方法の変遷も記載すること。

\*飼料給与方法…例）初乳、代用乳、カーフ・スターター、粗飼料 等

#### 〈乳牛〉

ステージ*	子牛	子牛	育成牛	成牛	
週齢又は月齢	0～1 ヶ月齢	1～6 ヶ月齢	6～24 ヶ月齢	24 ヶ月～	
飼料の内容	母乳	母乳 牧草	牧草	牧草	搾乳量が十分でなくなった場合には、と畜場へと畜される

#### 〈肉牛〉

ステージ*	子牛	育成牛	肥育牛		
週齢又は月齢	0～2 ヶ月齢	3～9 ヶ月齢	9 ヶ月齢～ と畜まで		
飼料の内容	母乳	母乳 牧草	牧草		

### 2.2.1.2 肉牛と乳牛の混合飼養の有無／肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

●肉牛と乳牛の混合飼養の有無

○はい →下記質問へ      いいえ →2.2.1.3へ

可能であれば、肉牛と乳牛を混合飼育している農場内で飼育されている牛の、飼養牛全体に占める割合

\_\_\_\_\_ 50 % \_\_\_\_\_ (2008年現在)

(ほとんどの農場においては、いずれはと畜となる肉牛群に次世代の仔牛を供給する目的での繁殖牛群と、と畜目的の牛群が、伝統的に一つの群れとして管理されている。乳用牛の群れが肉用牛の群れと混合されることはない。)

### 2.2.1.3 牛と豚・鶏の混合飼養の有無／飼養牛全体に占める混合飼養牛\*の割合

\*混合飼養牛：同一農場内で、豚・鶏と一緒に飼育されている牛

●牛と豚・鶏の混合飼養の有無

はい →下記質問へ      ○いいえ →2.2.2 飼料製造施設の基本情報へ

可能であれば、混合飼養牛の飼養牛全体に占める割合 \_\_\_\_\_ % \_\_\_\_\_ (2007年現在)

### 2.2.2 飼料製造施設の基本情報

バスマツには飼料工場はない。しかし食肉処理場では、同処理場での燃料として使うために牛脂をレンダリングして取り、その残った脂肪かすを粉砕して肉粉として生産している。この肉粉は、家きんおよび豚の飼料として農家へ販売されている。

#### 2.2.2.1 飼料製造施設数

(各期間で、稼働していた全ての施設数)

稼働施設数 飼料生産施設の種類		1986～	1991～	1996～	2001～	2006～
		1990	1995	2000	2005	
* <sub>1</sub> 専用施設	豚用飼料専用					
	家禽用飼料専用					
	家禽及び豚用飼料専用					
	反芻動物用飼料専用					
* <sub>2</sub> 混合施設	ライン分離済み					
	ラインを洗浄					
	特に交差汚染防止対策は取っていない					

\* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

\* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

### 2.2.2.2 飼料生産量

#### (1)用途畜種別

(トン (期間内の合計))

用途畜種別		年	1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005	2006～
		* <sub>1</sub> 専用施設 配合飼料	反すう動物用				
	豚用						
	鶏用						
	その他 ( )						
* <sub>2</sub> 混合施設 配合飼料	反すう動物用						
	豚用						
	鶏用						
	その他 ( )						

\* 1 専用施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の両方の飼料を生産していない施設

\* 2 混合施設…同一施設内で反すう動物と反すう動物以外の動物用飼料を生産している施設

#### (2)原料由来畜種別

(トン (期間内の合計))

原料由来畜種別		年	1986～ 1990	1991～ 1995	1996～ 2000	2001～ 2005	2006～
		肉骨粉	反すう動物由来原料 含む	100	100	100	75
反すう動物由来原料 含まない	0		0	0	0	0	
動物性油脂	反すう動物由来原料 含む**	150	150	150	100	100	
	反すう動物由来原料 含まない	0	0	0	0	0	
魚粉							
その他の飼料 ( )							

\*\*この原料は、これらが生じた畜場においてボイラーおよび発電所の燃料として使用される (と推定される)。

### 2.2.2.3 肉骨粉・動物性油脂の用途別使用量

<肉骨粉>

(トン (期間内の合計))

	用途	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
含む肉骨粉	反すう動物用飼料	0	0	0	0	0
	反すう動物以外用飼料	100	100	100	50	50
	肥料等					
	廃棄				25	25
含まない肉骨粉	反すう動物用飼料	0	0	0	0	0
	反すう動物以外用飼料	0	0	0	0	0
	肥料等	0	0	0	0	0
	廃棄	0	0	0	0	0

<動物性油脂>

(トン (期間内の合計))

用途	不溶性不純物濃度	1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
食用	0.15%以下	0	0	0	0	0
	0.15%超	0	0	0	0	0
飼料用	0.15%以下	0	0	0	0	0
	0.15%超	0	0	0	0	0
(燃料) その他	0.15%以下	150	150	150	100	100
	0.15%超	0	0	0	0	0

### 2.2.3 規制の実施主体及び遵守状況

#### 2.2.3.1 飼料給与に関する規制の実施主体および遵守状況

##### (1)実施主体

バヌアツ農林水産検疫省動物検疫局

規制違反はなかった。

##### (2)遵守状況確認の方法

MBM および動物性油脂を生産する両と畜場は、上記の局の職員によるモニタリングを受ける。

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）  
 これまでに査察または監査は実施されていない。

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

検査対象農家別に作成すること：例）牛飼養農家、綿山羊飼育農家

\*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記。\_\_\_\_\_

### 2.2.3.2 飼料製造・流通に関する規制（原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策（製造工程分離等）など）の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2002年11月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 反芻動物用飼料の原料中における肉骨粉の使用を禁止。</li> <li>- 原料を肉骨粉にレンダリングする承認を受けたと畜場は、適切なレンダリング設備を設置しなければならない。</li> <li>- レンダリング条件は、3気圧以上で20分間にわたり133℃以上としなければならない。</li> <li>- 生前検査に合格し、と畜場においてと畜および加工された動物に由来する原料のみがレンダリングされる。</li> <li>- すべてのMBMが、食品を汚染する危険をもたらさない方法で生産、加工、包装および保管されなければならない。</li> <li>- 生産されたすべての肉骨粉には、「牛、羊、山羊などの反芻動物に給餌しないこと」と明確に表示しなければならない。</li> <li>- 認可を受けたと畜場は、生産および販売した肉骨粉の重量の目録（取引先の名前および住所を含む）を保管しなければならない。</li> </ul>

(2)罰則規定

1,000,000 バツ以下の罰金または3年以下の懲役
-----------------------------

### 2.2.3.3 飼料製造・流通規制の実施主体及び遵守状況

<p>(1)実施主体          バスアツ農林水産検疫省動物検疫局</p> <p>(2)遵守状況確認の方法          と畜場の記録の監査</p>
---

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容、対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	
2003	3	0					
2004	4	0					
2005	4	0					
2006	3	0					
2007	4	0					
2008	3	0					

可能であれば、製造される飼料の種類ごとに作成すること。例）配合飼料、肉骨粉、動物性油脂等

\*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA等）を明記すること。\_\_\_\_\_

**2.2.4 MBM、乳以外の動物性たん白質（牛の血清成分等）による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果**

**2.2.4.1 飼料サンプリングの詳細（規制実施後）**

年	検査方法* <sup>1</sup>			検査サンプル数	陽性サンプル数	陽性サンプルの判定基準* <sup>2</sup>
	M	E	O			

\*1 検査方法：M＝顕微鏡検査 E＝ELISA法 O＝その他（具体的に）

\*2 「陽性」と判定される汚染濃度（下限値）を記載すること。

（例：>0.5%、>0.1%、>0%、及び/またはその他の基準）

産まれたばかりの子牛は乳を飲み、以降は牧草を食べるため、牛に対して加工飼料は与えられない。

**2.2.4.2 サンプリング方法（バッチサイズ、バッチあたりのサンプル数、サンプリングを行ったバッチの割合、サンプリング場所（飼料生産施設の生産ラインの終端、包装/荷積み後、小売時、農場）及び検査方法の詳細**

**2.2.4.3 検査方法の感度及び特異性**

**2.2.4.4 フィードバン違反が明らかになった場合には、当局による追跡調査の詳細**

## 2.2.5 牛由来の MBM を給餌されても、BSE 感染因子に牛が全く暴露されないと考える場合、その理由について

(バヌアツでは)牛への給餌目的での飼料製造を行なっていないので、飼料の分析は実施していない。したがって、牛由来の肉骨粉や脂肪かすを介して牛が BSE 病原体へ暴露されることはない。離乳するまですべての仔牛は母乳で育ち、それ以降は牧草のみが与えられる。1 度、干ばつで牧草が成長しなかった際に、一部の牛農家がコプラ粉餌（ココヤシの実からのココナツオイルの生産によって生じる残渣）を与えて状況をしのいだことはある。

## 2.3 特定危険部位（SRM）の利用

### 2.3.1 基本情報

#### 2.3.1.1 レンダリング施設数、生産量

(1)製造方法別（専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類）

（箇所、トン（期間内の合計））

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～	
専用施設	原料に反すう動物由来のものを含む	施設数	2	2	2	2	
		生産量	100	100	100	75	75
	原料に反すう動物由来のものを含まない	施設数					
		生産量					
混合施設	ライン分離済み	施設数					
		生産量					
	ラインを洗浄	施設数					
		生産量					
	特に交差汚染防止対策は取っていない	施設数					
		生産量					

任意の時期において、その期間の一部でも稼働していたすべての工場を含めること。骨粉生産工場を含めること。

レンダリング施設において、他の原材料が工程に混入しないためにどのような方策がとられていたか、及びその理由。

また、交差汚染が無いことを確認するための手順についても説明すること。

2 つのと畜場では、ボイラーの燃料として使用する牛脂を得る目的で、自施設でと畜された牛に由来すると体および内蔵廃棄物のレンダリングが行われている。（その他の動物に由来する原料は利用されない）そのうち 1 施設では、発電装置を駆動するためのディーゼル式機関を運転するために牛脂を利用している。得られる脂肪かすは粉碎されて肉骨粉となり、豚および家禽用飼料とするために農家へ販売される。肉骨粉は「牛、羊、山羊などの反芻動物に給餌しないこと」と表示された 40kg の袋入りで販売される。両と畜場ともに動物検疫局が雇用した食肉検査官による査察を継続的に受けている。バヌアツでは、食肉産業法の下で 2 つのと畜場のみが認可されている。

専用のレンダリング施設の工程に持ち込まれる原材料の汚染防止策として、どのような方法を用いていたか。

上記を参照のこと

(2)レンダリング処理方法（圧力・温度・時間、連続処理／バッチ処理等）

代表的なレンダリング処理条件と生産状況

（箇所、トン（期間内の合計））

		1986～1990	1991～1995	1996～2000	2001～2005	2006～
形態 A	施設数	2	2	2	2	2
	生産量	100	100	100	75	75
形態 B	施設数					
	生産量					
形態 C	施設数					
	生産量					
形態 D	施設数					
	生産量					

形態 A：圧力：3 気圧 温度：133℃ 時間： 30 分 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 B：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 C：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

形態 D：圧力： 温度： 時間： 連続処理/バッチ処理： 他の条件：

2.3.2 死廃牛の処理

2.3.2.1 レンダリング規制の概要及び規則（法令）

バヌアツには死廃牛を扱う施設はない。死亡牛は農場で焼却もしくは埋却により処理される。

BSE 関連規則について、以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1)施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容

(2)罰則規定

2.3.2.2 レンダリング規制の実施主体及び遵守状況

(1)実施主体

(2)遵守状況確認の方法

(3)確認結果（規制実施後の違反の有無／ある場合はその内容・対応）

年	検査の方法						違反事例の内容及び対応
	帳簿・在庫検査		分析（分析法*）		その他（ ）		
	監査数	違反数	監査数	違反数	監査数	違反数	

処理対象施設別に作成すること：例）牛取扱施設、豚取扱施設、混合施設

\*分析法については、分析に用いる材料及び手法（ELISA 等）を明記。

2.3.3 特定危険部位（SRM）等の取り扱い

●SRM の定義はあるか？

はい →2.3.3.1へ ○いいえ →2.3.3.2へ

2.3.3.1 SRM の定義及び経時的な SRM の定義の変遷

--

2.3.3.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部\*の利用実態（用途別割合、飼料用の場合は畜種別）

\*日本が SRM として規定している部位

（トン（期間内の合計））

	飼料用		肥料用	食用	処理（処分）	その他
	牛用	牛以外用				
1986～1990	0	80	0	0	80	
1991～1995	0	80	0	0	80	
1996～2000	0	80	0	0	80	
2001～2005	0	80	0	0	80	
2006～	0	80	0	0	80	

上記の値は原材料の重量であり、生産された MBM の量ではない。

### 2.3.3.3 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理方法

時期別、処理工程別に見た畜牛及び死廃牛（農場又は輸送時に死亡／と畜した牛、緊急と畜牛、又は生体検査で処分決定が下された牛）の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部のレンダリング

	健全牛の頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部		死廃牛、緊急と畜牛、または生体検査で処分決定が下された牛	
時期	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載 豚及び家禽飼料）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載 埋却もしくは焼却処理）	レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）	非レンダリング処理 （%、最終的な処理内容を具体的に記載）
1986～1990	50%	50%	0	0
1991～1995	50%	50%	0	0
1996～2000	50%	50%	0	0
2001～2005	50%	50%	0	0
2006～	50%	50%	0	0

(1)上記原材料の一部をレンダリング処理する場合には、その選択の仕方、各時期におけるその量について説明すること

サントにある Santo Meat Packers と畜場では、せき髄がレンダリングされる唯一の SRM であり、その他の部位はと畜場から離れた場所で埋却および焼却により廃棄処分される。

ビラにある Vanuatu Abattoirs Ltd では、頭部の剥皮の後、舌および頬肉がヒト消費用に除去される。頭部の残りの部位、せき髄およびせき柱はその他の内臓およびと畜廃棄物とともにレンダリング用に回り、家禽および豚用飼料として肉骨粉にされる。

50%がレンダリングされると推定されるため、各と畜場の処理能力はほぼ等しい。

両と畜場において、回腸遠位部は埋却および焼却により廃棄処分される。

と畜牛の頭部 1 頭分が 10kg、年間の処理能力が平均 16000 頭とすると、年間処理量は合計で 160 トンと推定される。

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部をヒトが消費する／した場合には、可食部・非可食部としてレンダリング処理した頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の割合を推定すること

上記の原料はいずれも食用に不適なものと見なされる。せき髄は背割りの時点で除去され、レンダリング用部位として廃棄される。その他の部位はいずれもレンダリングされるか、もしくは、埋却または焼却により廃棄処分される。

(3)農場で死亡した個体の一部のみをレンダリング用に収集する／した場合には、その割合を推定し、レンダリング処理しなかった屍体がどうなったかについて説明すること

農場死亡牛や農場で殺処分された牛はレンダリングされない。  
 すべて農場で埋却もしくは焼却される。

## 2.4 牛以外の動物の伝達性海綿状脳症（TSE）発生状況

### 2.4.1 疾病名及び動物種別発生頭数の推移、処理（処分）状況（1986年～）

	スクレイピー		慢性消耗性 疾患	伝達性ミンク 脳症	その他 ( )	陽性患畜の 処理方法
	綿羊	山羊	シカ	ミンク		
1986～1990	0	0	0	0	0	
1991～1995	0	0	0	0	0	
1996～2000	0	0	0	0	0	
2001～2005	0	0	0	0	0	
2006～	0	0	0	0	0	

### 2.4.2 国内防疫規制の概要

バヌアツでは動物疾病管理法（1992年）第29号が定められている。  
 これは以下のセクションを取り扱う。  
 獣医官の権限  
 強制的な疾病検査  
 疾病調査および研究  
 動物の管理  
 感染動物の廃棄  
 強制的な処分および施設での検疫  
 補償  
 届出義務のある管理された感染症の通知

### 3 BSE サーベイランス（サーベイランスによる検証）

#### 3.1 母集団の構造

##### 3.1.1 反すう動物の飼養実態

牛母集団に関する主要データ

		全月齢[頭数]				
		雄		雌		
		肉牛	種畜牛	肉牛	乳牛	種畜牛
1986	頭数	48,000	5,000	2,000	100	120,000
	月齢*	3歳	6歳	3歳	7歳	7歳
1991	頭数	48,000	5,000	2,000	100	120,000
	月齢*	3歳	6歳	3歳	7歳	7歳
1996	頭数	52,000	5,000	2,200	100	110,000
	月齢*	3歳	6歳	3歳	7歳	7歳
2001	頭数	45,000	4,000	2,000	100	110,000
	月齢*	3歳	6歳	3歳	7歳	7歳
2006	頭数	40,000	4,000	1,800	0	100,000
	月齢*	3歳	6歳	3歳	0	7歳

(月齢\*：と畜時平均月齢)

用途が2つの個体は、乳牛の欄に含めるものとする。さらに、使役牛など他の種類の牛についても適宜情報を添付すること。

#### 3.2 BSE サーベイランスの概要

##### ●BSE サーベイランス制度はあるか？

はい→3.2.1へ／いいえ→3.3 認知プログラムへ

##### 3.2.1 サーベイランス制度の概要および規則（法令）

###### 3.2.1.1 制度の概要について

###### (1)実施対象及び実施範囲

サーベイランス実施対象（「通常と畜牛」、「死亡牛」、「不慮の事故によると畜牛」、「臨床的に疑われる牛」、その他（分類があれば））についての定義及びサーベイランス実施範囲（「農場」、「家畜市場」、「と畜場」）についてと畜場で、年齢により選別された牛より採取されたサンプルのBSE検査実施を目的とする、補助金の助成を受けたプロジェクトがあった。

このプロジェクトは2002年10月15日～2005年7月20日まで実施された。

サンプルは認可を受けた両と畜場において、通常と畜のために移送された牛から採取された。臨床的にBSEが疑われる牛または歩行困難牛からのサンプル採取が望ましいが、このカテゴリーの牛は入手できなかった。合計104サンプルが採取され、以下の施設において分析された。

Biosecurity New Zealand

Wallaceville Investigation and Diagnostic Centre Laboratory

PO Box 40742

Upper Hutt

New Zealand

すべてのサンプルは組織学的検査およびPCR検査により陰性であった。

(2) カテゴリー別の年間母集団（概数）

(2006年) (頭)

通常と畜牛	6400
死亡牛	0
不慮の事故による と畜牛	0
臨床的に疑われる 牛	0
合計	6400

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(3) サーベイランス計画の策定根拠（考え方）

高齢動物のサンプリングおよび BSE 検査のためのプロジェクト。サンプルから臨床的に BSE が疑われた例はなかった。BSE の証拠が得られなかったことから、初期 BSE または無症状の BSE 例を検出するため、と畜場において高齢動物を対象とするランダム検査を実施することに決定した。

(4) 疑似患畜及び陽性患畜を検出した際の処理に関する規制

今までに疑い例もしくは陽性牛の結果は得られていない

3.2.1.2 BSE サーベイランスに関する規則について

規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1992年	動物疾病（管理）法（1992年第29号） この法律の下で、通知義務のある疾病が疑われたまたは診断された例を政府 主席獣医官へ通知することが強制化される。
2000年9月22日	動物疾病（管理の雑則）規則（2000年第14号） 通知義務のある疾病として BSE が記載された。 この規制は、全頭を対象とする受動的なサーベイランスの法的根拠である。

(2) 罰則規定

罰金 1,000,000 バツまたは懲役 3 年

3.2.1.3 サーベイランスの実施主体

バヌアツ農林水産検疫省動物検疫局

### 3.2.2 サーベイランスの成績

#### 3.2.2.1 実施頭数

##### (1)サーベイランス実施年ごとの頭数

(可能ならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

BSE 検査プロジェクト すべてのサンプルは4歳 超の牛から採取	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故に よると畜牛	臨床的に 疑われる牛	合計
1986	0	0	0	0	0
1987	0	0	0	0	0
1988	0	0	0	0	0
1989	0	0	0	0	0
1990	0	0	0	0	0
1991	0	0	0	0	0
1992	0	0	0	0	0
1993	0	0	0	0	0
1994	0	0	0	0	0
1995	0	0	0	0	0
1996	0	0	0	0	0
1997	0	0	0	0	0
1998	0	0	0	0	0
1999	0	0	0	0	0
2000	0	0	0	0	0
2001	0	0	0	0	0
2002	2	0	0	0	2
2003	23	0	0	0	23
2004	60	0	0	0	60
2005	19	0	0	0	19
2006	0	0	0	0	0
2007	0	0	0	0	0

※上記カテゴリーはOIEによる区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

(2)生まれ年別の頭数

(可能なならば、受動的／能動的サーベイランスに分けて記載)

(検査頭数)

年次	通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によ ると畜牛	臨床的に 疑われる牛	合計
1986		0	0		
1987		0	0		
1988		0	0		
1989		0	0		
1990		0	0		
1991		0	0		
1992		0	0		
1993		0	0		
1994		0	0		
1995		0	0		
1996		0	0		
1997		0	0		
1998		0	0		
1999		0	0		
2000		0	0		
2001		0	0		
2002		0	0		
2003		0	0		
2004		0	0		
2005		0	0		
2006		0	0		
2007		0	0		

※上記カテゴリーは OIE による区分。このカテゴリーに当てはまらない場合は、自国のカテゴリーをそれぞれ記載すること。

3.2.2.2 地理的分布状況

(検査頭数 2006 年)

地域名	地域内の州	カテゴリー				合計
		通常と畜牛	死亡牛	不慮の事故によ ると畜牛	臨床的に 疑われる牛	
北部獣医地域		10	0	0	0	10
南部獣医地域		9	0	0	0	9

※サンプル抽出の妥当性を確認するため、可能であれば、地域ごとにいくつかに分類すること。

**3.2.3 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法及び各方法の割合  
(個体識別、歯列、指定される他の方法)を示すこと**

と畜場で用いられる唯一の方法は歯列判定である。

**3.2.4 検査手法**

**3.2.4.1 検査材料採取手法 (採取を行う者に関する情報 (資格、その他) を含む) 及びガイドライン**

すべてのサンプルは獣医官により採取される。  
添付のサンプル採取および提出に関する指示を参照のこと。  
バヌアツはニュージーランド MAF と同一の方法を用いている。

**3.2.4.2 一次検査から確定診断までの一連の流れ**

サンプルはと畜日にと畜場において採取された。  
サンプルの半量はホルマリン固定され、半量は冷凍された。  
サンプルは分析のため、航空運送会社によりニュージーランドの Wallaceville 動物衛生研究所 (AHL) へ送付された。  
Wallaceville AHL は、検査結果をバヌアツの主席獣医へ官送付する。

**3.2.4.3 検査手法 (一次検査、確認検査)**

検査のマニュアルを添付すること

当該手法はいつから用いられているのか

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記すること

すべてのサンプルについて、PCR および組織学的検査の両方が実施された。

**3.2.4.4 検査施設 (認証されている施設であること)**

一次試験実施機関数	
確認試験実施機関数	1

**3.2.4.5 確認検査の判定体制 (判定者の専門性及び人数を明記)**

すべてのサンプルは獣医官により採取された。  
脳幹 (後脳) は、へらを利用して、大後頭孔を通じて除去された。  
サンプルは縦に半分に割られ、半分は冷凍され、半分は 4%ホルマリンで固定された。  
サンプルは動物および動物の所有者ごとに識別された。  
組織学的分析および PCR 分析の両方を行うため、サンプルは Wallaceville 研究所へ送付された。  
この研究所は承認されたリファレンスラボである。

### 3.3 BSE 認知プログラム

#### ●BSE 認知プログラムが存在するか？

はい→以下の問い 3.3.1 へ/いいえ→3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務へ

#### 3.3.1 BSE 認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域を示すこと

1996 年よりバヌアツ全国を対象とする。

#### 3.3.2 BSE 認知プログラムに関与している関係者（獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員等）及び人数

獣医師 7 名  
食肉検査官 10 名  
動物衛生担当官 8 名  
農場担当官 8 名  
農場担当助手 25 名  
1000 以上の生産者

#### 3.3.3 関係者に対する研修の有無

ある場合、その開始時期、場所、研修に用いられる資料の種類（説明書、裏付け文書、その他の教材）について

1995 年に、外来病認知のための迅速な取り組みおよび報告の強化のための訓練が実施された。フリップチャートが訓練資料としてビシュラマ語（バヌアツ語）で作成された。

#### 3.3.4 BSE が確認された場合の対応

BSE 症例が生じた群については、群れをトレースフォワードおよびトレースバックしたすべての動物および危険部位が検疫される。

OIE およびバヌアツから食肉を輸入しているすべての国が緊急通知を受ける。

検疫対象の群れに講じられる以下の措置については、主席獣医官が業界および海外の専門家と相談して決定される。これには、それ自体がフォローアップ作業および危険動物および危険部位の廃棄の大部分を決定する詳細な疫学調査が含まれる。

### 3.4 BSE が疑われるすべての牛の調査及び届出義務

#### 3.4.1 BSE が正式に法定伝染病に指定された日付

動物疾病（管理の雑則）規則 2000 年）第 14 号

#### 3.4.2 届出義務のある BSE が疑われる牛の基準に関する説明と、その設定の経緯について

神経系症状が見られる牛

### 3.4.3 届出義務の推進策（届出を確実に履行する／義務付けるための措置）及び BSE が疑われる牛を報告しなかった場合の罰則の概要について、その設定の経緯を含む説明

BSE が疑われる症例が届出られなかった場合、1,000,000 バツ以下の罰金または 3 年以下の懲役

### 3.4.4 BSE が疑われる牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査について

獣医官または獣医官補は BSE が疑われる動物を所有する農場へ向かう。  
鑑別診断によって BSE が除外されなければ、脳を損傷しない方法で動物を安楽死させる。  
頭部を除去し、後脳をできる限り速やかに取り出して縦に切断する。  
半分はホルマリン固定し、残りの半分は -20℃ で保管する。  
両サンプルを Wallaceville へ送付する。  
その群及び危険があると考えられるその他の群は検疫を受ける。  
BSE 陽性の所見が得られた場合には、休止すべき措置に関する最終的な判断について主席獣医官と協議および検討する必要がある。

### 3.4.5 調査対象に該当する個体を報告した場合の補償の有無 ある場合は開始時期とその補償金額

動物疾病法により、BSE が疑われる例または BSE 陽性例に対する補償について農業大臣が規則を定めることが可能となるが、現在のところ補償に関する法規はない。

## II 牛肉及び牛の内臓のリスク評価に必要な情報

### 1 と畜対象

#### 1.1 トレーサビリティ

##### 1.1.1 個体識別規制の概要及び規則（法令）

BSE 関連規則について以下を明記。規則（法令）の原文を添付すること

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

現在、バヌアツにおいては、牛は焼き印、耳印、耳札および一時的なペイント印などの様々な方法により個体識別されている。飼育動物に必須とされる個体識別システムはない。

時期	規制の内容

(2) 罰則規定

--

##### 1.1.2 個体識別のための登録項目（例：農場名、生年月日、耳標番号、移動情報、飼料給与履歴等）

--

##### 1.1.3 個体識別規制の実施主体及び遵守状況

(1) 実施主体

(2) 個体識別により月齢確認可能な牛の全飼育頭数に対する割合

(3) 遵守状況確認の方法

(4) 確認結果（違反事例（内容）及び違反への対応）

--

### 1.1.4 個体識別以外の方法による月齢確認方法

#### (1)月齢確認方法

牛の年齢はと畜場で永久中切歯数により判別される。

#### (2)それらの方法ごとに確認される牛の全飼育頭数に対する割合

## 1.2 と畜頭数

### 月齢・区分ごとのと畜頭数

	BSE が疑われる牛	30 ヶ月齢超の 健康と畜牛	その他の牛	全数
1986	0	11910		
1987	0	16675		
1988	0	14563		
1989	0	13869		
1990	0	14450		
1991	0	17023		
1992	0	16185		
1993	0	19374		
1994	0	19192		
1995	0	19484		
1996	0	19492		
1997	0	17017		
1998	0	17147		
1999	0	17841		
2000	0	15647		
2001	0	13825		
2002	0	12072		
2003	0	14825		
2004	0	13913		
2005	0	14728		
2006	0	12892		
2007	0	14949		
2008	0	16247		

## 2 と畜場

### 2.1 と畜場の概要

#### 2.1.1 と畜場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
2002 年 11 月 20 日	動物疾病（管理）法（2002 年第 46 号） 反芻動物に由来する動物性タンパク質を含む飼料を牛、羊、山羊などの反芻動物への給餌に使用してはならない。

#### (2) 罰則規定

1,000,000 バツ以下の罰金または 3 年以下の懲役
-------------------------------

#### 2.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

バヌアツ農林水産検疫省動物検疫局
------------------

#### 2.1.3 規模別と畜場数

(2007 年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		~100	101~500	501~	1	2	3~
と畜場数	2	<100			1		
と畜頭数							

## 2.2 と畜処理の概要

### 2.2.1 と畜場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

<p>牛を囲いに積み下ろし、24時間休ませた後で生前検査を実施する。 ノッキングボックスに入れ、ボルトピストルを用いてスタンニングし、頸静脈を切開して食道を結紮する。</p> <p>頭部を除去して外皮を剥ぎ、食肉検査官による検査の準備をする。検査後に舌および頬肉を除去する。 と体の皮を剥ぐ。 除去された内臓（心臓、肺、肝臓および付随するリンパ節）の検査を食肉検査官が行う。食肉検査官が消化管の検査を行う。</p> <p>背割り、最終的なトリミング及び、せき髓が除去され、枝肉が食肉検査官により検査される。腎臓は食肉検査官により除去される。食肉検査官が腎臓の検査を行う。枝肉を洗浄し、検印したものを枝肉用冷蔵庫に入れる。7℃以下に冷却した後で除骨し、部分肉とする。</p>
--

### 2.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)と畜場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	7
獣医官の数	3

(2)食肉検査官・獣医官の資格

<p>(食肉検査官) 食肉検査官： 4名の検査官はクイーンズランド農業大学（オーストラリア）の食肉検査官訓練コースにおいて訓練を受けた。3名の検査官はシドニーにあるTAFE大学（オーストラリア）において訓練を受けた。</p> <p>(獣医官) (獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。) 獣医官：獣医師資格証明書の他に必要な資格証明書を明示すること。 獣医師はニュージーランドにあるマッシー大学の獣医学位を保有しており、1名はオーストラリアで訓練を受けた。</p>
---

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

<p>(食肉検査官) 食肉検査官： 食肉検査官はと畜場でと畜されたすべての牛を対象として生前検査および死後検査を実施する。食肉検査官はと畜場の衛生、枝肉の脱骨、食肉の包装、食肉の保管および輸出品の発送を監視する。</p>
--

(獣医官)

獣医官：獣医官は食肉検査官を監視し、生産システムを定期的にモニタリングする。

#### (4)と畜検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

工場の処理能力は、牛のと畜時に2名の食肉検査官が枝肉を十分に検査可能な程度である。

頭部の検査、リンパ節の切開および検査を実施する。

心臓を切開して心室および心房を開き、検査する。

肺の触診およびリンパ節の切開を実施する。

肝臓の検査およびリンパ節の切開を実施する。

腎臓の検査を実施する。

消化管の検査および触診を実施する。

枝肉の検査およびリンパ節の切開を実施する。

獣医官は上記の検査を監視し、と畜後に病変が発見された部位の廃棄に関して助言する。

#### (5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE 関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

重要な神経症状をと畜前に認識するための訓練（上記の通り）

(獣医官)

重要な神経症状をと畜前に認識するための訓練（上記の通り）

### 2.3 と畜前検査

#### 2.3.1 と畜前検査の概要

##### (1)と畜前検査に関連する文書を添付

と畜場の品質保証システム

##### (2)と畜前検査におけるハイリスク牛の定義及び診断基準

関連文書を添付

異常行動または挙動および（または）歩行異常が見られるすべての牛。

隔離用の囲いの中で隔離される。

動物の検査のために獣医官が呼び出される。

BSE の可能性が除外できない場合にはスタンニングを行い、ニュージーランド Wallaceville 動物衛生研究所において分析するための後脳サンプルを採取する。

## 2.4 と畜場での BSE 検査

●と畜場で BSE 検査を実施しているか？

はい →以下 2.4.1 BSE 検査実施要領へ/いいえ →2.5 スタンニング方法へ

### 2.4.1 BSE 検査実施要領

と畜場における検査材料採取要領

--

### 2.4.2 と畜場における牛の月齢の確認方法

関連文書を添付

--

●と畜場での BSE 検査方法は、サーベイランスに用いている BSE 検査方法と同一か？

はい →2.4.4 検査結果へ/いいえ →以下 2.4.3 検査方法へ

### 2.4.3 検査方法（関連文書を添付）

と畜場で使用されている検査方法（一次検査、確認検査）

一次検査及び確認検査手法として承認されている検査キットがあれば明記する

--

確認検査方法

--

## 2.4.4 BSE 検査結果

と畜場における 1986 年以降の月齢、区分毎の検査頭数

	BSE が疑われる牛		30 ヶ月齢超の健康と畜牛		その他の牛		全数	
	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive	Negative	Positive
1986								
1987								
1988								
1989								
1990								
1991								
1992								
1993								
1994								
1995								
1996								
1997								
1998								
1999								
2000								
2001								
2002								
2003								
2004								
2005								
2006								
2007								

## 2.5 スタンニングの方法

### 2.5.1 牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

スタンニング方法に関する法的規制はない。  
と畜場の品質保証システム

### 2.5.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

**2.5.3 スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数及び割合  
(使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か) (2007年現在)**

スタンガンを使用していると畜場数 2 施設 (100 %)	弾丸が頭蓋腔内に 進入するか否か	する 2 施設 ( 100 %)
		しない 0 施設 ( 0 %)
スタンガンを使用していないと畜場数 0 施設 ( 0 %)		

**2.5.4 スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている  
と畜場数及び割合 (2007年現在)**

圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いている と畜場数	( 0 %)
圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていない と畜場数	(100 %)

**2.5.5 スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数及び割合 (2007年現在)**

と畜ハンマーを使用していると畜場数	( 0 %)
と畜ハンマーを使用していないと畜場数	( 100 %)

**2.6 ピッシング**

**2.6.1 ピッシングに関する規制の概要及び規則 (法令) (規制の変更があった場合はその都度記載する)  
概要を記載し、関連文書を添付**

ピッシングは実施されないが、動物のピッシングを禁止する法的根拠はない。

**2.6.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)**

**2.6.3 ピッシングを行っている畜場数及び割合 (2007年現在)**

ピッシングを行っている畜場数	( 0 %)
ピッシングを行っていない畜場数	2 ( 100 %)

## 2.7 頭部（扁桃を含む。舌、ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の除去

### 2.7.1 解体処理について

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)背割り時に鋸の歯を洗浄しながらと体を切断し、せき髄片を回収しているか

解体用の鋸は毎回洗浄され、80℃以上の熱湯で滅菌される。

(2)回収したせき髄片の処理状況

除去されたせき髄はトリミングされたと体の脂肪とともに廃棄され、蒸気を発生させるためのボイラーの燃料とする牛脂の製造を目的としてレンダリングされる。

(3)背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか

解体用の鋸は毎回洗浄され、80℃以上の熱湯で滅菌される。

(4)背割り後、せき柱中のせき髄を除去しているか

なお、除去している場合は、除去方法について記載

せき髄は手作業で除去される。

(5)せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか

はい

(6)と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか

食肉検査官は枝肉の最終検査を実施し、せき髄組織が残留していないことを確認する。

(7)背割りを行っていないと畜場数。その際の処理解体方法の内容

いいえ

(8)背割りを正中線からずらすような指導を行っているか

いいえ

(9)背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか

いいえ

## 2.7.2 頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部の処理

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

(1)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はと畜場内もしくはその他の場所で処理されているのか

- これらの部位は焼却または埋却によって廃棄処分される。
- せき髄は廃棄され、レンダリング工場へ送られる。せき柱は食肉処理場で除去される。

(2)頭部（扁桃を含む。舌・ほほ肉を除く）、せき柱（背根神経節を含む）、せき髄、回腸遠位部はどのような方法で処理されているか

せき髄は廃棄され、レンダリング施設へ輸送される。

SMP では、その他の危険部位はと畜場から離れた廃棄場所へ輸送され、焼却または埋却される。

VAL では頭部およびせき柱がレンダリングされる。

## 2.8 衛生標準作業手順（SSOP）及び危害分析重要管理点方式（HACCP）に基づく管理

### 2.8.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

両と畜場ともに SSOP および HACCP に基づく品質保証システムがあり、この品質保証システムは獣医官により監査される。

このようなシステムを備えることに関する法的要件はない。

### 2.8.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

動物検疫局の獣医官はと畜場の品質保証システムを監査する。

### 2.8.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

重要管理点は生体検査における BSE 症状の検査である。

### 2.8.4 と畜場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合 (2007 年現在)

	SSOP	HACCP
措置を導入していると畜場数	(     %)	(     %)
措置を導入していないと畜場数	(     %)	(     %)

### 3 食肉処理場

#### 3.1 食肉処理場の概要

##### 3.1.1 食肉処理場に関する規制の概要

BSE 関連規則について以下を記載。規則（法令）の原文を添付すること。

(1) 施行及び改正時期ならびにその内容（規制の変更があった場合はその都度記載する）

時期	規制の内容
1991年6月17日	食肉産業法（1991年第5号） 食肉処理場では通常の食肉衛生システムが機能している。食肉処理工程はと畜場の一部であるため、と畜、脱骨、包装および保管は同一の施設で実施される。食肉処理場は2つのと畜場の他になく、食肉処理のために枝肉または部位が2つのと畜場の間で交換されることはない。

(2) 罰則規定

1,000,000 バツ以下の罰金または3年以下の懲役もしくは罰金と懲役の両方
---

##### 3.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

バヌアツ農林水産検疫省動物検疫局
------------------

##### 3.1.3 規模別食肉処理場数

(2007年現在)

	全数	規模(1日当たりと畜頭数)			シフト数(1日当たり)		
		～100	101～500	501～	1	2	3～
食肉処理場数	2 (と畜場の一部)	2			2		
処理頭数	14949						

## 3.2 食肉処理の概要

### 3.2.1 食肉処理場における解体・食肉処理作業の一般的なフローチャート

図を作成

枝肉用冷却庫から枝肉を取り出す。  
枝肉を切断して四分体とする。  
トリム前検査官が四分体を検査し、欠陥（挫傷、凝血、汚染物質）があれば除去する。  
後四分体を切断台上で脱骨し、骨（せき柱を含む）を廃棄場所に捨てる。  
前四分体をトリミング台で脱骨し、骨（せき柱を含む）を廃棄場所に捨てる。  
部分肉を切り取る。  
部分肉およびトリミングを包装場所へ移し、包装および箱詰めを行う。  
部分肉およびトリミングが詰められた箱を冷蔵する。

### 3.2.2 食肉検査官・獣医官について

(1)食肉処理場における食肉検査官・獣医官の数

(2007年現在)

食肉検査官の数	7
獣医官の数	3

(2)食肉検査官・獣医官の資格

(食肉検査官)  
食肉検査官：すべての食肉検査官はニュージーランドまたはオーストラリアのと畜場において所管のトレーナーによる訓練を受けている。訓練を受けたニュージーランドの食肉検査官による再教育講習も提供されている。

(獣医官)  
(獣医師免許取得に加えて、必要とされる資格及び技能等について記載。)  
獣医官：獣医師資格証明書の他に必要な資格証明書を明示すること。  
獣医師はニュージーランドにあるマッシー大学の獣医学位を保有しており、1名はオーストラリアで訓練を受けた。

(3)食肉検査官・獣医官の役割、権限

(食肉検査官)  
食肉検査官：  
食肉検査官はと畜場の衛生、枝肉の脱骨、食肉の包装、食肉の保管および輸出品の発送を監視する。

(獣医官)  
獣医官：  
獣医官は食肉検査官を監視し、生産システムを定期的にモニタリングする。

#### (4)食肉検査の概要及び作業の各段階における食肉検査官・獣医官の配置状況

食肉の衛生はと畜場の品質管理官（QCO）によりモニタリングされる。  
毎日の作業は1回あたり3時間の操業に分けられ、それぞれに1～4の番号が与えられる。  
QCOはトリム前作業の適切さのために、6つの枝肉をランダムに確認する。  
各操業中にQCOはプロセスコントロールの確認を実施する。  
各操業中にQCOはランダムに最終製品の品質確認を実施する。  
これは食肉検査官によって確認され、獣医官によって監査される。

#### (5)食肉検査官・獣医官の教育、訓練体制

(BSE関連のプログラムの内容、実施時期について明記)

(食肉検査官)

食肉検査官：

すべての食肉検査官がBSEの症状を認識できるように訓練を受けており、と畜前に認められたすべての異常症状（神経症状を含む）を獣医官に報告する義務がある。

(獣医官)

獣医官：

すべての獣医官は典型的なBSEの症状を認識できるように訓練を受けており、感染動物のビデオテープを視聴している。

### 3.3 せき柱の取り扱い

以下の項目について、一般的に実施されている方法を記載。なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

#### 3.3.1 せき柱の除去手法について

せき髄はと畜フロアで除去される。せき柱は骨の除去プロセスにおいて除去され、廃棄骨処理エリアへ送られる。

#### 3.3.2 せき柱の処理方法について

SMPでは、施設から離れた埋却および焼却場所へ輸送される。  
VALではレンダリングされる。

### 3.4 SSOP 及び HACCP に基づく管理

#### 3.4.1 SSOP 及び HACCP に関する規制の概要及び規則（法令）

（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

両と畜場ともに SSOP および HACCP に基づく品質保証システムがあり、この品質保証システムは獣医官により監査される。

このようなシステムを備えることに関する法的要件はない。

#### 3.4.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

#### 3.4.3 代表的な SSOP と HACCP の見本（BSE 対策に関する CCP を明記）

#### 3.4.4 食肉処理場における SSOP 及び HACCP 導入施設数及び割合 (2007 年現在)

	SSOP	HACCP
措置を導入している食肉処理場数	(    %)	(    %)
措置を導入していない食肉処理場数	(    %)	(    %)

## 4 食肉等のリスク

### 4.1 食肉および機械的回収肉（MRM）

●食肉及びMRMに関する法令に基づく規制はあるか？

はい→4.1.1へ / ○いいえ→4.1.3へ

#### 4.1.1 食肉及び機械的回収肉（MRM）（先進的機械回収肉（AMR）含む）に関する規制の概要及び規則（法令）（規制の変更があった場合はその都度記載する）

概要を記載し、関連文書を添付

--

#### 4.1.2 規制の実施主体及び規制実施後の遵守状況（違反の有無／ある場合はその内容・対応）

--

#### 4.1.3 機械的回収肉（MRM）を製造している場合は、その製造方法及び製造施設数

バヌアツ国内にMRM製造施設はない。

--

## 4.2 内臓

### 4.2.1 内臓等の取り扱いについて、一般的に実施されている方法を記載。

なお、法令等に基づく規制がある場合は、その概要及び規則（法令）、施設の遵守状況、関連文書を添付。

牛の頭部からは頬肉および扁桃のない舌のみがヒト消費用として回収され、頭部の残りの部位は廃棄処分される。

すべての頭部が通常の食肉検査手順にしたがって検査される。

回腸遠位部は廃棄処分され、ヒト消費用としては回収されない。

--

(1)施設において、扁桃（口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃）はいつ、どこで、どのように除去されているのか

--

(2)と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか

--

(3)施設において、回腸遠位部は、いつ、どこで、どのように除去されているのか

--

(4)と畜検査員は、回腸遠位部が除去されていることを確認しているか

--

4.2.2 内臓等の取り扱いについてのマニュアル、SSOP等の有無

--

## 5 その他

### 5.1 輸出のための付加的要件等

5.1.1 我が国に輸出するための付加的要件がある場合、その内容及び遵守状況  
(関連文書を添付) (変更があった場合はその都度記載する)

日本への輸出はバヌアツ共和国食肉産業法(1991年第5号)の要件を満たす輸出施設のみ許可される。
--